

# 新得町社会福祉協議会

## 第5期地域福祉実践計画

～住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らせるまちづくり～  
令和3年度－令和7年度



社会福祉法人 新得町社会福祉協議会

## はじめに

近年、地域社会を取り巻く環境は、少子高齢化の進行、独居・高齢者夫婦世帯や認知症高齢者の増加、地域のつながりの希薄化など、地域福祉を取り巻く環境が大きく変化し、地域における生活課題は複雑化・深刻化しております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの社会・経済活動が停止し、高齢者等の孤立、減収や失業による生活困窮状態などの新たな課題が発生しています。感染防止や健康管理に十分留意しながらも、地域のつながりを絶やさない取り組みが必要となってきました。

これらの状況を踏まえ、第5期地域福祉実践計画の基本理念を「住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らせるまちづくり」とし、具体的な取り組みをすべく、次の4つの基本目標を設定し、実現をめざし努力をしてまいりますので、住民皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

- 基本目標1 「助けあい、支え合う地域づくり」
  - (1) 小地域ネットワークを活かした見守り活動の推進
  - (2) 地域活動の支援と参加促進
- 基本目標2 「地域福祉の担い手づくり」
  - (1) ボランティア等多様な主体による活動等の促進
  - (2) 地域福祉のコーディネーターの育成
  - (3) 事務局体制の整備
- 基本目標3 「安心して暮らせる仕組みづくり」
  - (1) 情報提供と相談支援の充実
  - (2) 福祉サービスの質的向上
  - (3) 権利擁護事業の取組み
- 基本目標4 「社会参加に向けた環境・ネットワークづくり」
  - (1) 支援を必要とする人を見逃さない体制の確立
  - (2) 地域・行政との連携

今後、住民の皆様方のお力添えを頂きながら、多様な生活課題に対応するため、様々な関係機関・団体等と連携・協働した取組に加え、住民参加による支えあいのまちづくりを進めてまいります。

最後に本計画の策定にあたり、大変ご熱心にご審議賜りました策定委員会委員の皆様をはじめ、関係団体の方々には貴重なご意見、ご提言を賜りしたことに心より感謝申し上げます。

令和3年 4月

社会福祉法人 新得町社会福祉協議会  
会長 齊藤 仁

# もくじ

	ページ
第1章 計画策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第1節 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第2節 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第3節 地域福祉実践計画の必要性・・・・・・・・	3
(1) 地域福祉実践計画の目的	
(2) 地域福祉計画（町策定）の役割	
(3) 計画の位置付け	
(4) 地域福祉計画との連携	
第2章 地域福祉の現状と課題・・・・・・・・	6
第1節 地域福祉を取巻く動向・・・・・・・・	6
(1) 新得町の現状	
(2) 高齢者の状況	
(3) 障がいのある方の状況	
(4) 子どもの状況	
(5) 生活困窮者に関する状況	
(6) 高齢者の社会参加に関する状況	
第2節 「第4期地域福祉実践計画」取り組み評価結果	12
第3章 計画の基本理念・基本目標・・・・・・・・	14
第1節 計画の基本理念・・・・・・・・	14
第2節 基本目標・・・・・・・・	14
第3節 具体的な取り組み・・・・・・・・	17
第4章 計画の着実な推進・・・・・・・・	20
(1) 計画の推進体制の整備・・・・・・・・	20
(2) 地域との協働による推進・・・・・・・・	20
(3) 計画の推進・進行管理・・・・・・・・	20
資料編	
用語解説・・・・・・・・	21
第5期地域福祉実践計画策定委員会実施計画	22
第5期地域福祉実践計画策定委員会規約	23
第5期地域福祉実践計画策定委員名簿	25

# 第1章 計画策定にあたって

## 第1節 計画策定の背景

全国社会福祉協議会（全社協）は、昭和58年に「社協の強化計画」に「地域福祉を推進するため各分野の機関、団体、専門家、住民、当事者の参加を得て取り組むべき課題と優先順位を定め、サービス・活動の計画、財政、役割の分担を明らかにした『地域福祉計画』を作成し、共同的取り組みを推進する」ことを位置づけ、福祉分野に初めて計画の発想を導入しました。

道内市町村社会福祉協議会（市町村社協）は、全社協と連携した北海道社会福祉協議会（道社協）の呼びかけで、第1期計画（昭和60年から平成元年）、第2期計画（平成5年から平成14年）に『地域福祉実践計画』の策定に取り組んだ。それに合わせ、新得町社会福祉協議会（以下、新得町社協）でも第1期地域福祉実践計画を策定し、実施しました。

<新得町社会福祉協議会 地域福祉実践計画策定状況>

期	計画の名称	計画期間
第1期	地域福祉実践計画	昭和60年度～平成元年度（5年間）
第2期	第2期地域福祉実践計画	平成5年度～平成14年度（10年間）
第3期	第3期地域福祉実践計画	平成15年度策定着手 → 一時中断 平成18年度～平成22年度（5年間）
第4期	第4期地域福祉実践計画	平成28年度～令和2年度（5年間）

## 第2節 計画の期間

第5期計画は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度の5年間を計画期間とします。ただし、計画期間の途中であっても、今後の社会情勢の変化や社会福祉の動向などに応じて、必要な見直しを図ります。

## 第3節 地域福祉実践計画の必要性

### （1）地域福祉実践計画の目的

地域福祉実践計画は、住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らすことができるよう、地域住民、ボランティア、社会福祉法人、社会福祉協議会、行政等が協力して、地域全体で日常生活上の不安の解消や地域の福祉課題の解決を図るために、社会福祉協議会が策定する計画です。

社会福祉協議会は、地域福祉の推進団体として社会福祉法に位置づけられており、それぞれの都道府県、市区町村で地域に暮らす住民のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の一人ひとりが住み慣れたまちで安心して暮らすことのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざした様々な活動を行うとされています。

新得町社協は、誰かの助けを必要とする人もそうでない人も同じ社会の一員として認め合い、自分の意思で様々な社会活動に参加できるような地域づくりに向けて、地域の住民一人ひとりが主役となって、誰もがよりよく生きることのできる住みよいまちづくりの活動を地域の実情に応じて計画的に進めます。

地域福祉実践計画は、これまでの成果を次の活動に活かすという不断の取組みをとおして、地域に暮らす一人ひとりが、地域社会を担う一員として自分の地域について考え、みんなで住みよい地域づくりを進めていくための行動計画です。

## (2) 地域福祉計画（町策定）の役割

地域福祉計画は、地域に存在する様々な課題の解決にむけた取組みの方向性や考え方を示し、今後、施策を展開していく上での柱立てや推進の基本事項を定めるもので、地域福祉推進の基本方向を示す役割を担うものです。

また、高齢者福祉や障がい者福祉、子ども・子育て支援など分野別の取組みは、地域福祉計画との整合性を図りながら事業を展開します。地域に関わる多様な主体（行政・住民・事業者・関係団体等）の活動・取組みが、地域福祉計画の考え方や目標を共有し、地域で計画的に進める道標となり、協働の仕組みづくりとなるように進めていくための指針となります。

## (3) 計画の位置づけ

### ◆新得町

「新得町第3期地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に規定される市町村地域福祉計画として位置づけられます。

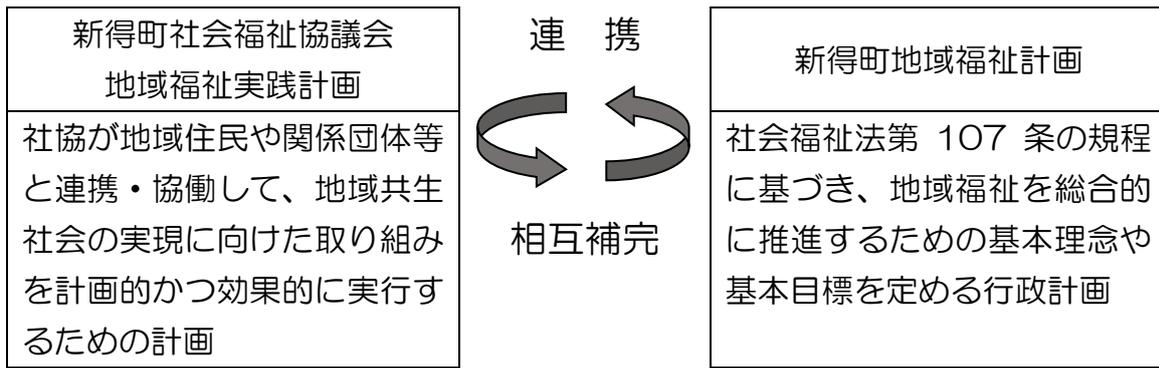
### ◆新得町社会福祉協議会

「新得町第5期地域福祉実践計画」は、社会福祉法第109条1号に規定される「社会福祉を目的とする事業の企画及び実施」に位置づけられます。

## (4) 地域福祉計画との連携

地域福祉推進のための基盤や体制をつくる地域福祉計画と、それを実行するための活動・行動を具体的に示す地域福祉実践計画は、一体的に策定・推進することで、行政や住民、地域福祉活動団体、ボランティア、事業所など地域に関わるものと考え方の共有と実践がより円滑に進むことが期待されます。

本計画は新得町が策定した「第3期新得町地域福祉計画」と適合性を図り、相互に補完しあいながら地域福祉を推進していきます。



(参考) 【社会福祉法における地域福祉計画・社会福祉協議会】

社会福祉法第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

社会福祉法109条（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつては（中略）が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

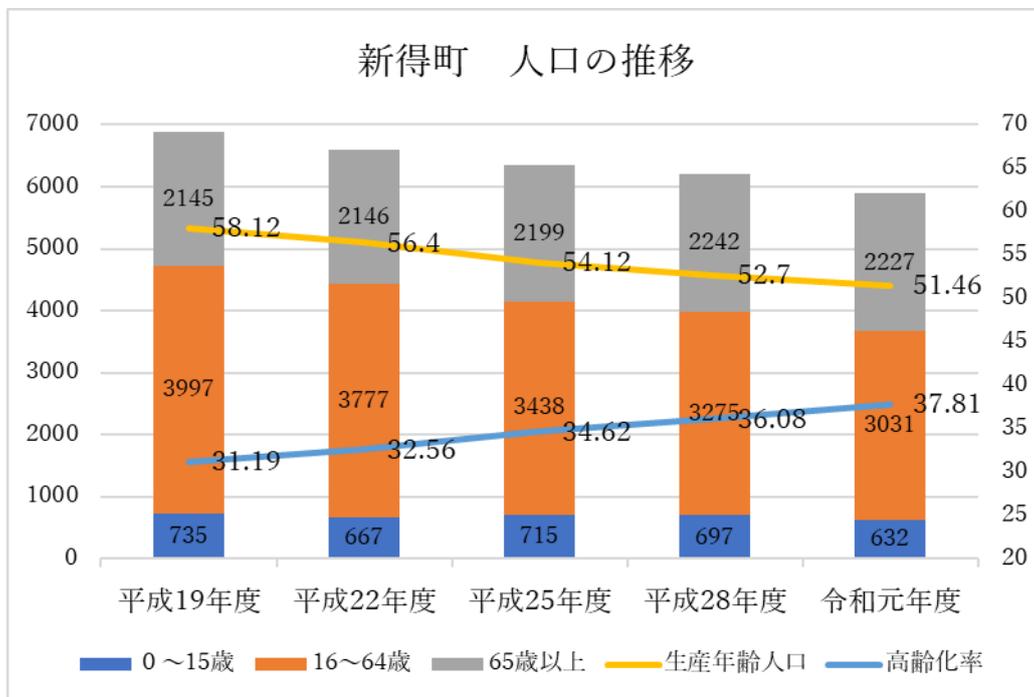
- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

## 第2章 地域福祉の現状と課題

### 第1節 地域福祉を取巻く動向

#### (1) 新得町の現状

新得町の総人口は、令和元年度時点で5,890人となっており、人口、世帯数とも減少傾向が続いています。少子高齢化も進行しており、65歳以上の人口が0～15歳人口を各年とも上回り、令和元年度末の65歳以上の高齢化率は、37.81%で、町民の4割弱が高齢者となっています。これは、全国平均の28.4%(R1.10月現在)よりも約9.4%も高く、高齢化が進んでいる状況にあります。



#### <人口・世帯・生産年齢人口・高齢化率>

	人口	0～15歳	16～64歳	65歳以上	世帯数	生産年齢人口	高齢化率
平成19年度	6,877	735	3,997	2,145	3,324	58.12	31.19
平成22年度	6,590	667	3,777	2,146	3,347	56.4	32.56
平成25年度	6,352	715	3,438	2,199	3,309	54.12	34.62
平成28年度	6,214	697	3,275	2,242	3,359	52.7	36.08
令和元年度	5,890	632	3,031	2,227	3,240	51.46	37.81

## (2) 高齢者の状況

高齢化率は全国平均よりも高い水準にあり、高齢化の進行とともに一人暮らしの高齢者が増加しています。今後も高齢者を支える支え手は減少し続けるため、独居・高齢者夫婦世帯や認知症高齢者の増加などを見据え、地域のつながりや生活全般にわたる支援対策が必要であるといえます。

### <高齢者世帯の状況>

	65歳以上の世帯のいる世帯数					65歳以上のみの世帯数	
	単身世帯数	夫 婦 世帯数	その他 世帯数	うち在宅			うち夫婦 世帯数
平成19年度	1,530	596	441	570	364	1,071	—
平成22年度	1,545	665	508	570	310	1,146	480
平成25年度	1,589	730	569	565	294	1,213	467
平成28年度	1,644	788	624	567	289	1,307	500
令和元年度	1,602	796	633	551	255	1,034	487

(数値は各年度末)

### <要介護認定者数>

(人)

	要支援		要介護					計
	1	2	1	2	3	4	5	
平成19年度	41	50	62	50	45	39	37	324
平成22年度	59	71	80	58	45	51	56	420
平成25年度	87	55	101	88	58	45	65	499
平成28年度	85	50	111	68	47	51	40	452
令和元年度	65	53	117	78	56	51	34	454

(数値は各年度末)

### <在宅(介護予防)サービス利用状況>

(人)

	要支援		要介護					計
	1	2	1	2	3	4	5	
平成19年度	17	25	42	27	24	9	8	152
平成22年度	26	39	47	40	22	11	9	194
平成25年度	36	30	62	55	23	12	7	225
平成28年度	27	17	74	58	24	15	3	218
令和元年度	18	17	69	54	19	11	4	192

(数値は各年度末)

### (3) 障がいのある方の状況

本町では、身体障がい者手帳所持者の中で「聴覚・平衡機能」の割合が高く、令和元年度では126名と全体の29.1%を占め、全国平均を大きく上回っています。精神障がい者保健福祉手帳所持者の状況としては毎年増加傾向にあり、特に2級所持者が多い状況にあります。障がい支援（程度）区分・サービス支給決定状況では、全体的に重度化している状況にあり、認定者数については新規の在宅サービス利用者が増加しています。

高齢化も進行していることから、障がいのある方を支える家族の抱える課題、介助・介護の問題などが課題となっています。

広く住民が障がいは身近な課題であるという認識をもち、障がいについて正しい知識と理解を深めることが共生社会の基本であり、理解を深めるための啓発等を継続して実施していくことが必要です。

#### <身体障がい者手帳交付者（等級別）>

(人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
平成19年度	158	208	64	120	30	33	613
平成22年度	163	167	64	127	28	36	585
平成25年度	173	187	69	127	29	37	622
平成28年度	124	160	53	108	23	32	500
令和元年度	117	123	46	97	20	30	433

(数値は各年度末)

#### <障がい別身体障がい者手帳交付者>

(人)

	視覚	聴覚・ 平衡機能	音声・言語	肢体不自由	内部	計
平成19年度	34	201	4	298	76	613
平成22年度	29	168	3	289	96	585
平成25年度	32	172	4	314	100	622
平成28年度	22	175	4	226	73	500
令和元年度	17	126	3	198	89	433

(数値は各年度末)

#### <精神障がい者保健福祉手帳所持者> (人)

#### <療育手帳所持者数>

(人)

	1級	2級	3級	計
平成19年度	2	8	3	13
平成22年度	4	18	5	27
平成25年度	6	16	9	31
平成28年度	5	21	10	36
令和元年度	2	31	4	37

(数値は各年度末)

	重度 (A)	中軽度 (B)	計
平成19年度	31	50	81
平成22年度	34	56	90
平成25年度	38	60	98
平成28年度	37	58	95
令和元年度	35	70	105

(数値は各年度末)

<障がい支援（程度）区分認定者数>

（人）

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
平成19年度	17	30	13	5	1	2	68
平成22年度	4	15	35	13	12	21	100
平成25年度	0	8	18	14	12	26	78
平成28年度	0	10	9	22	6	27	74
令和元年度	0	9	19	27	6	27	88

（数値は各年度末）

<障がい福祉サービス支給決定者数>

（人）

	障がい者		障がい児	計
	在宅	施設	在宅	
平成19年度	60	48	4	112
平成22年度	80	36	7	123
平成25年度	118	66	2	186
平成28年度	114	59	0	173
令和元年度	132	66	1	199

（数値は各年度末）

（４）子どもの状況

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野で地域における子育て支援の構築が求められています。子ども・子育て支援の主要な課題で、地域に関わる事項として以下のとおりとなっています。

子どもの出生率については減少傾向にあり、保育所の利用状況では共働き家庭の増加により増加傾向、支援児童の状況では全体の利用者数は横ばいとなっており、小、中学生の利用が増加傾向にあります。

子ども・子育て支援は、行政だけではなく、社会全体で取り組むことが求められ、子どもや子育て家庭の保護者が地域や家庭で孤立することがないようにすることが重要です。

<出生数>

	出生数（人）	人口（人）	出生率（％）	特殊出生率
平成19年度	36	6,877	5.23	1.2843
平成22年度	41	6,590	6.22	1.3341
平成25年度	43	6,352	6.76	1.1632
平成28年度	44	6,214	7.08	1.6450
令和元年度	34	5,890	5.77	1.4953

（数値は各年度末）

<幼稚園・保育所等の利用状況>

(人)

	新得幼稚園	新得保育所	屈足保育園	へき地保育所	計
平成19年度	70	74	38	—	182
平成22年度	61	66	36	—	163
平成25年度	49	86	33	—	168
平成28年度	49	110	36	5	200
令和元年度	25	121	36	3	185

(数値は各年度末)

<子育てサービスの利用状況>

(人)

	なかよし児童館	かしわ児童クラブ	子育て支援センター	発達支援センター
平成19年度	11,268	5,724	3,704	245
平成22年度	12,780	4,730	8,282	930
平成25年度	13,576	5,558	6,201	1,142
平成28年度	12,612	6,064	6,006	1,070
令和元年度	10,805	3,554	3,574	962

(数値は各年度末)

<支援児童数>

(人)

	幼児	小学生	中学生	高校生	計
平成19年度	20	13	1	—	34
平成22年度	59	14	2	—	75
平成25年度	53	25	5	3	86
平成28年度	35	29	15	1	80
令和元年度	27	38	12	2	79

(数値は各年度末)

(5) 生活困窮者に関する状況

生活保護世帯の状況としては、保護率約15%で十勝管内の平均を上回っています。また、当会が実施する貸付事業等についても相談件数は年々増加傾向にあり、今後も新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少等、生活再建までの生活費用が必要な方に対しての相談、貸付が必要になってきます。

<生活保護受給世帯数・人員>

	被保護		保護率(%)		
	世帯	人員(人)	新得町	管内町村平均	道内平均
平成22年度	51	62	9.3	11.6	—
平成25年度	55	68	9.4	12.1	20.0
平成28年度	49	61	10.4	12.3	19.4
令和元年度	45	48	15.2	12.4	18.7

(数値は各年度末)

<生活困窮による相談・貸付状況>

(件)

	相談件数	一時援護資金貸付	安心サポート事業	生活福祉資金	生活福祉資金(特例)
平成27年度	2	2	—	0	—
平成28年度	4	4	—	0	—
平成29年度	1	0	—	1	—
平成30年度	5	4	0	1	—
令和元年度	6	2	0	0	1

(数値は各年度末)

(6) 高齢者の社会参加に関する状況

高齢者の社会参加や近所の人達との交流は年々減少しており、60歳以上の高齢者の自主的な社会活動への参加状況では「健康・スポーツ」、「趣味」、「ボランティア」、「町内会」や「老人クラブ」といった地域組織への参加については減少傾向にあります。

ボランティア活動では、人材不足、ボランティアの高齢化問題、サロン活動でも後を継ぐ人がいないなど様々な課題があり、ボランティアポイント登録者では64歳以下の参加、登録が少なく全体的に減少傾向にあります。

<ボランティアセンター団体・個人登録、いきいきサロン状況>

(人)

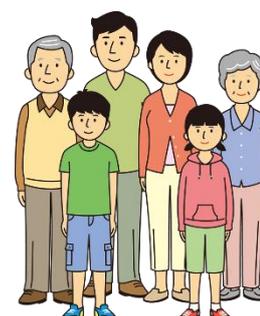
	ボランティアセンター		いきいきサロン	
	登録団体(人)	個人	団体	ボランティア数
平成27年度	15 (157)	6	8	72
平成28年度	15 (166)	6	7	47
平成29年度	13 (134)	6	7	49
平成30年度	13 (132)	5	7	50
令和元年度	12 (149)	5	7	63

(数値は各年度末)

<ボランティアポイント登録者数>

(人)

	登録研修会参加者	登録者	
		ぷらちょポイント (16歳~64歳)	たす軽ポイント (65歳~)
平成27年度	65	—	55
平成28年度	21	5	15
平成29年度	12	1	5
平成30年度	32	7	25
令和元年度	11	1	9



## 第2節 「第4期地域福祉実践計画」取り組み評価結果

第4期地域福祉実践計画（平成28年度～令和2年度）においては、「住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らせるまちづくり」を基本理念に、4つの推進施策に基づき、それぞれの具体的な取り組みを進めてきました。実践計画と具体的な取り組みごとに毎年度評価し、平成28年度～令和元年度までの評価、評価理由については次のとおりです。

### 第4期地域福祉実践計画評価

基本理念				総合評価 (MAX36)
「住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らせるまちづくり」				28.3
推進施策	推進内容	推進内容 評価	具体的な施策	具体的な 施策評価
1. 支えあう コミュニティ づくり	小地域ネットワークを 活かした見守り活動の 推進	2.3	①高齢者の見守り活動の展開	2
			②サロン事業の推進	3
			③地域の見守り、安全活動の推進	2
	地域活動の支援と 参加促進	3	④各種活動、情報の共有化	3
			⑤活動事例の紹介、活用	3
			⑥地域での世代間交流、健康づくり及び 活動場所の確保	3
2. 地域福祉 の担い手づく り	ボランティア等多様な 主体による活動等の 促進	2	⑦福祉教育の推進	1
			⑧多様なボランティア活動の促進	3
	地域福祉のコーディネーターの育成	2	⑨地域福祉に係るコーディネーターの設置、 研修の充実	2
役職員のスキルアップ	2	⑩役職員の資質の向上	2	
3. 自立生活 を支える福祉 基盤づくり	情報提供と相談支援の 充実	2	⑪身近な地域での相談体制の充実	2
	福祉サービスの質的向上	3	⑫在宅福祉サービスの充実、介護保険・ 障がい者サービスの推進	3
	権利擁護事業の取組み	3	⑬権利擁護の推進	3
4. 福祉セー フティネット づくり	支援を必要とする人を見逃さない体制の確立	2	⑭支援を必要とする人の把握	2
		3	⑮虐待防止への対応	3
	地域との連携	2	⑯地域との連携、促進	2
	行政との連携	2	⑰行政とのパートナーシップの強化	2

3ーできている

2ー概ねできている

1ーあまりできていない

0ーできていない

## 【評価理由】

具体的な施策	具体的な 施策評価	評価理由
①高齢者の見守り活動の展開	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域コミュニティ会議実施による啓発。</li> <li>・町と連携し要支援者の情報をモデル町内会へ提供。</li> </ul>
②サロン事業の推進	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来年度、新規サロン増加。</li> <li>・ボランティアの減、サロンの解散などの課題を解決し、新たなサロンとして立て直しを実施。</li> </ul>
③地域の見守り、安全活動の推進	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者を対象とした警察による警戒研修会を実施。</li> <li>・今後も行政との連携を継続する。</li> </ul>
④各種活動、情報の共有化	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年4回、社協だよりを発行。</li> <li>・H29年より本格的にHPを立ち上げ。</li> </ul>
⑤活動事例の紹介、活用	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議体にて他市町村の事業事例を紹介。</li> <li>・在宅サービス事業にて利用関係者へ、アンケート調査を実施、ニーズ把握。</li> </ul>
⑥地域での世代間交流、健康づくり及び活動場所の確保	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各教室、サロン等で実施。</li> </ul>
⑦福祉教育の推進	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屈足中学生による除雪を実施。（「ふれあい広場」終了により学校関係者とあまり関わっていない）</li> </ul>
⑧多様なボランティア活動の促進	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアに対する活動支援、育成、情報提供の実施。</li> <li>・ボランティアポイントの実施。</li> </ul>
⑨地域福祉に係るコーディネーターの設置、研修の充実	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H28年度S.Cを設置、協議体運営。</li> </ul>
⑩役職員の資質の向上	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スキルアップ研修への参加。</li> <li>・次世代の職員配置、組織体制を整理。</li> </ul>
⑪身近な地域での相談体制の充実	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者相談支援事業所の質の向上とまではいかないが、相談を受け入れる体制を確保、利用者の増加に繋がる。</li> <li>・居宅介護支援事業所の継続。</li> </ul>
⑫在宅福祉サービスの充実、介護保険・障がい者サービスの推進	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アセッサー研修等を受講。</li> <li>・毎月ヘルパー研修を実施し、質の向上に努めている。</li> </ul>
⑬権利擁護の推進	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活自立支援事業の実施。</li> <li>・成年後見制度事業への協力。</li> </ul>
⑭支援を必要とする人の把握	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・わかふじや支援学校との繋がり、保健師より情報提供、町内会との関りなど、把握に努めている。</li> </ul>
⑮虐待防止への対応	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護利用者への虐待（経済的）を町と連携し対応。</li> </ul>
⑯地域との連携、促進	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活支援体制協議体を運営し、連携。</li> </ul>
⑰行政とのパートナーシップの強化	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援協議会にて障がい者の実態を話し合い、相談部会への参加。</li> <li>・町長ヒアリングの増加。福祉課との学習会等を実施し連携を図る。</li> </ul>

## 第3章 計画の基本理念・基本目標

### 第1節 計画の基本理念

地域共生社会の考え方を踏まえ、町民一人ひとりがお互いに支え合い、健康で生きがいを持ち、安心して暮らすことのできるまちを目指すため、次の基本理念に基づき地域福祉を推進します。

**「住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らせるまちづくり」**

### 第2節 基本目標

基本理念の実現をめざして、地域福祉を進めるための具体的な取組みの目標として、次の4つの基本目標を設定します。なお、本計画より新得町が策定する「第3期新得町地域福祉計画」と施策の方向性を同じにするため、第4期計画の基本目標を踏まえながら、次のとおり基本目標を町と統一しました。

#### ◆基本目標1 「助けあい、支え合う地域づくり」

住民同士が地域の中で顔見知りになれる機会や場を地域の中で確保し、一人ひとりが地域の力であり、支えたり支えられるという認識を深めていきます。

地域での見守りや支えあいにより、要支援者、高齢者や障がいのある方、子どもが安心して暮らせる地域コミュニティの形成をめざして取り組みます。

これまで地域で活動されている関係団体の活動が円滑に推進され、活発化するよう活動を支援、また災害時とも連動するよう、小地域ネットワーク活動と町内会活動等を強化推進し、ぬくもりのあるコミュニティづくりを進めていきます。

#### (1) 小地域ネットワークを活かした見守り活動の推進

- 1) 要支援者、高齢者等の見守り活動の展開
- 2) サロン事業の推進
- 3) 地域の見守り・安全活動の推進

#### (2) 地域活動の支援と参加促進

- 1) 各種活動・事例紹介、情報の共有化
- 2) 地域での世代間交流、健康づくり及び活動場所の確保

## ◆基本目標2 「地域福祉の担い手づくり」

お互いに支えあい、助けあうコミュニティは、誰もがその担い手として地域に関心を持ち、自らできることに取り組むことが求められます。

子どもから大人まで自分の暮らす地域のことを知り、福祉に対する認識を深められるように、幼少期からのボランティア活動や高齢者との交流、学校における福祉教育などの機会の充実に努めるとともに、ちょっとした気づきと手助けができるように、ボランティアの育成や活動の場づくりに取り組みます。

地域福祉の担い手を積極的に育成し、様々な取組みの中心的役割を担う、ボランティアセンターの充実にめざします。

- (1) ボランティア等多様な主体による活動等の促進
  - 1) 多様なボランティア活動の促進
- (2) 地域福祉のコーディネーターの育成
  - 1) 地域福祉に係わるコーディネーターの設置、研修の充実
- (3) 事務局体制の整備
  - 1) 役職員の資質の向上

## ◆基本目標3 「安心して暮らせるしくみづくり」

何らかの支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自立して生活できる環境づくりが求められています。

このため、必要な福祉サービス等の利用に際して、相談先やサービス内容等を、必要な時に必要な情報が適切に入手できるよう、また、気軽に相談できるように、関係機関や福祉サービス事業所等との連携を強化し、福祉関連情報の提供や相談体制を充実するとともに、認知症高齢者、障がいのある方、ひとり親家庭の保護者など、一人ひとりの状況に応じたサービスを利用しやすい仕組みづくりに取り組みます。

日常生活自立支援事業の実施主体である道社協や関係機関との連携を図り、推進し、誰でも地域で自立した暮らしを続けられるように必要な支援を行います。

- (1) 情報提供と相談支援の充実
  - 1) 身近な地域での相談体制の充実
- (2) 福祉サービスの質的向上
  - 1) 在宅福祉、施設、各種サービスの充実、推進
- (3) 権利擁護事業の取組み
  - 1) 権利擁護の推進

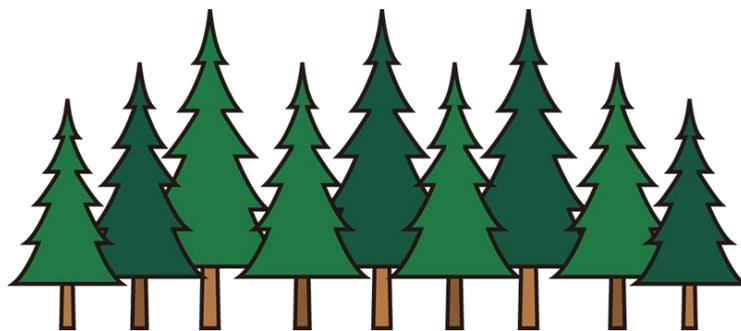
#### ◆基本目標4 「社会参加に向けた環境・ネットワークづくり」

誰もが住み慣れた地域で生涯にわたり安心して暮らせるように、重層的なセーフティネットが求められます。地域の中で、困っている人を見逃さない、支援を必要としながら家庭や地域の中で孤立することのないように、また、公的サービスの利用要件に合わないため、サービスの利用ができない複合的な困難を

抱えている児童虐待や高齢者虐待で苦しんでいるなど、複雑・多様化する福祉ニーズに対応する必要があります。

そこで、地域住民をはじめ民生委員・児童委員、町内会等地域団体、保育所や幼稚園、学校、福祉サービス事業所、専門相談機関等が連携し、身近な地域の見守りネットワークから、それぞれのケースに対応したきめ細やかな対応を行うためのネットワークなどの構築に取り組みます。

- (1) 支援を必要とする人を見逃さない体制の確立
  - 1) 支援を必要とする人の把握
  - 2) 虐待防止への対応
- (2) 地域との連携
  - 1) 地域との連携、促進
- (3) 行政との連携
  - 1) 行政とのパートナーシップの強化



### 第3節 具体的な取り組み

◎強化 ○推進

推進施策	推進内容	具体的な施策【主な事業・団体名等】	年次計画（R）				
			3	4	5	6	7
助けあい、支え合う地域づくり	小地域ネットワークを活かした見守り活動の推進	1. 要支援者、高齢者等の見守り活動の展開【地域コミュニティ研修会、町内会支え合い事業、他】 ◎小地域ネットワーク活動を通じて支援や見守りが必要な人を把握 ◎町内会による見守り・支え合いを災害時と連動するよう対応	○	○	○	○	○
		2. サロン事業の推進【いきいきサロン、ボランティアセンター、他】 ◎身近な場所で活動し、情報交換したり、相談できる、地域の寄り合い所・憩いの場として、内容の充実 ◎担い手（ボランティア等）の育成、支援	○	○	○	○	○
		3. 地域の見守り・安全活動の推進【いきいきサロン、老人クラブ、地域コミュニティ研修会】 ◎高齢者や障がいのある人などを狙った振り込め詐欺や悪質商法などによる消費者被害にあわないよう、サロンや老人クラブでの周知、研修会の開催 ◎災害時の迅速な支援体制づくり	○	○	○	○	○
	地域活動の支援と参加促進	4. 各種活動・事例紹介、情報の共有化【社協だより発行、ホームページ】 ◎「社協だより」、「ホームページ」の内容充実 (社協実施等サービスの情報提供、掲載内容の改善、更新回数増)	○	○	○	○	○
		5. 地域での世代間交流、健康づくり及び活動場所の確保【わすれん塾、サロン、小規模多機能】 ◎わすれん塾、サロンにおける高齢者と地域の子どもの交流活動、レクリエーション及び健康教室の継続開催と参加を促進	○	○	○	○	○

地域福祉の担い手づくり	ボランティア等多様な主体による活動等の促進	6. 福祉教育の推進 【ボランティアセンター】 ◎学校や関係機関と連携して、子どもや住民への福祉教育活動を推進	○	○	○	○	○
		7. 多様なボランティア活動の促進 【ボランティアセンター、協議体】 ◎ボランティア団体に対する、活動内容を精査し補助金を交付して活動の支援 ◎ボランティアグループの啓発、育成 ◎多分野で活動する団体の協力関係や相互の連携を図るための仕組みづくり ◎ボランティア情報の提供、団体間の交流 ◎ボランティアポイント制度の充実、見直し	○	○	○	○	○
			○	○	○	○	○
			○	○	○	○	○
			○	○	○	○	○
	◎		◎	○	○	○	
地域福祉のコーディネーターの育成	8. 地域福祉に係るコーディネーターの設置、研修の充実 【地域福祉事業全般、協議体】 ◎福祉活動専門員の事業の継続、周知、啓発 ◎生活支援コーディネーターによる地域支援体制づくりを推進	◎	◎	◎	◎	◎	
事務局体制の整備	9. 役職員の資質の向上 【理事、評議員、職員】 ◎法令遵守、リスクマネジメントに係わる規程の整備 ◎次代を見据えた事務局体制の整備（専門職等の採用） ◎役職員のスキルアップ研修への参加	○	○	○	○	○	
		○	○	○	○	○	
		○	○	○	○	○	
安心して暮らせるしくみづくり	情報提供と相談支援の充実	10. 身近な地域での相談体制の充実 【相談支援専門員、ケアマネジャー、福祉活動専門員】 ◎訪問を含め各種相談に応じた、サービスの質の向上 ◎様々な相談窓口と連携による、住民の利便性の向上	○	○	○	○	○
		○	○	○	○	○	
	福祉サービスの質的向上	11. 在宅福祉、施設、各種サービスの充実、推進 【小規模多機能、障がい者GH等】 ◎福祉サービス事業者研修の継続 ◎利用者の立場を考慮した、苦情への相談援助 ◎サービス内容の見直し、充実を図る	○	○	○	○	○
			○	○	○	○	○

	権利擁護事業の取組み	<p>1 2. 権利擁護の推進 【日常生活自立支援事業、権利擁護包括支援体制整備協議会】</p> <p>◎日常生活自立支援事業の推進</p> <p>◎日常生活自立支援事業の生活支援員の確保と活動促進</p> <p>◎成年後見制度の利用促進</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
社会参加に向けた 環境・ネットワー クづくり	支援を必要とする人を見逃さない体制の確立	<p>1 3. 支援を必要とする人の把握 【町内会支え合い事業、民生委員児童委員協議会、他】</p> <p>◎町内会見守り活動としての、ひとり暮らし高齢者等の地域で支援が必要な人の把握</p> <p>◎民生委員・児童委員と連携した、支援を必要とする人の把握</p> <p>◎行政、町内事業者等との関係を密にし、障がい、高齢等で支援が必要な人を各種サービスに遅滞なくつなぐネットワークの拡大</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
		<p>1 4. 虐待防止への対応 【行政、関係機関等】</p> <p>◎地域ネットワークを活用し虐待の防止や早期発見、関係機関と連携して適切な支援。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	地域との連携	<p>1 5. 地域との連携、促進 【各種企業、団体】</p> <p>◎企業等の活動参画、地域貢献促進</p> <p>◎地域や各種団体などとの連携促進、活性化</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	行政との連携	<p>1 6. 行政とのパートナーシップの強化 【行政】</p> <p>◎制度、施策への提案機能の強化</p> <p>◎町長等とのヒアリング、情報交換の実施</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
進行管理体制の構築	<p>◆実践計画の適正管理</p> <p>◎社協職員等による評価改善</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	

## 第4章 計画の着実な推進

### (1) 計画の推進体制の整備

高齢者、障がいのある人など様々な課題を抱える人の支援にあたっては、分野を横断して支援する視点を取り入れ、関連機関等との連携を図りながら推進します。

### (2) 地域との協働による推進

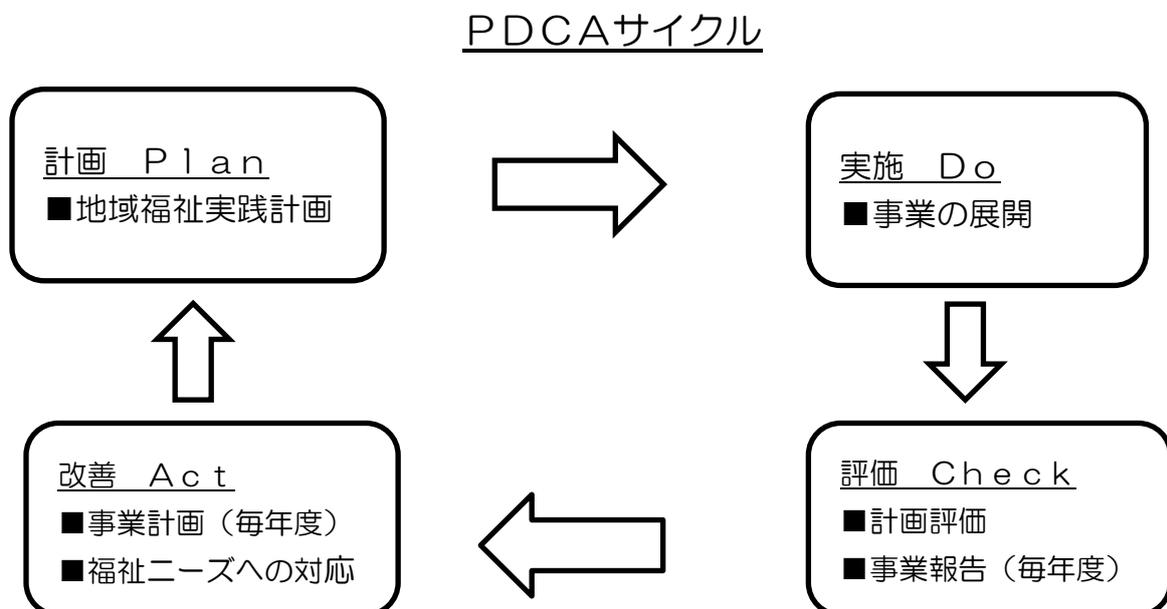
行政（町・消防・警察等）・関係機関（企業等含む）と地域住民が役割を認識して、協働による各種取組みを推進します。

また、社会福祉協議会は、複合的な福祉課題への対応を図るため、関係機関や関係団体等との連携・調整機能の大きな役割を担うことから、引き続き行政との連携を深め、機能強化を図ります。

### (3) 計画の推進・進行管理

計画の実行性を高めるため、各活動主体との連携状況や計画の取組み等進捗状況の点検・評価を行います。

年度毎に計画の進捗状況を把握し、必要な見直しを行うなどPDCAサイクルによる着実な推進を図ります。



## ＝用語解説＝

### ※セーフティネット

生活が困難な状況に陥った場合に援助したり、そうした事態になることを防止するしくみまたは装置を意味します。地域福祉では、地域の住民、関係機関・団体、市町村などが地域における課題を共有化し、地域においてさまざまな困難や課題を抱える「要援護者」を早期に発見し、必要なサービスにつないでいくための情報提供や相談機能の整備と、それらの連携システムのことをいいます。

### ※プラットフォーム

地域福祉では、地域福祉の担い手である住民、関係団体、事業者、行政などが幅広く参加し、情報交換や話し合いなどを行いながら、連携を図っていく場として位置づけています。

### ※ワークショップ

参加型体験型学習会とも訳されます。講演会などでは、テーマに基づいた内容を講師が話すことを受け身で聞くだけですが、ワークショップは、あるテーマについて参加者が積極的に意見や技術を交換しながら討議を重ね、協働で何かを創り出す形式のことをいいます。また、その作業そのものを意味することもあります。

### ※小地域ネットワーク

社会福祉協議会が主体となり、地域の高齢者や障がいのある人や児童、子育て中の親子等、自立生活を行ううえにおいて支援を必要とする人一人ひとりを対象に行う、地域住民による支えあい・助けあうことです。

### ※生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者を「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」とします。

### ※福祉活動専門員

市区町村社会福祉協議会に設置され、民間の社会福祉活動の推進方策についての調査や、企画、連絡調整、広報、指導、その他の実践活動に従事する職員をいいます。

### ※協議体

市町村が主体となり、各地域における生活支援コーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として、中核となるネットワークを「協議体」といいます。

## 「第5期 地域福祉実践計画」策定委員会 実施計画

<p><b>第1回策定委員会</b></p> <p>令和2年 7月22日</p>	<p>◎<b>前期計画の説明、評価</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員委嘱状交付、委員会規約（案）、役員選出。</li> <li>・計画策定の趣旨、経過の説明。</li> <li>・第4期実践計画の確認、評価（委員、社協）。</li> </ul>
<p><b>第2回策定委員会</b></p> <p>令和2年 9月25日</p>	<p>◎<b>講演会、グループ討議</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道社会福祉協議会担当職員による、他市町村の策定状況、成果等について講義。</li> <li>・本計画の策定意義確認。</li> <li>・参加者をグループにわけ、第4期計画施策について継続、変更、地域の新たな課題など、委員等それぞれの視点で討議。</li> </ul> <p>※1 <u>新得町地域福祉計画 進捗状況報告</u></p>
<p><b>第3回策定委員会</b></p> <p>令和2年11月20日</p>	<p>◎<b>グループ討議</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回策定委員会グループ討議と同様の内容。</li> </ul> <p>※1</p>
<p><b>第4回策定委員会</b></p> <p>令和3年 2月19日</p>	<p>◎<b>第5期地域福祉実践計画原案の完成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・策定委員会にて話し合ってきた内容の計画素案を事務局より提出。素案協議。</li> </ul> <p>※1</p>
<p><b>社会福祉協議会 理事会・評議員会</b></p> <p>令和3年 3月</p>	<p>◎<b>第5期地域福祉実践計画原案の審議、決定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・素案を修正し、理事会、評議員会にて審議（決定）。</li> </ul>
<p>・<b>社会福祉協議会</b> ・<b>新得町</b></p> <p>令和3年 6月</p>	<p>◎<b>「計画ダイジェスト版」作成・発行</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第5期地域福祉実践計画、第3期新得町地域福祉計画に沿って作成、発行（広報折込）。</li> </ul>

# 新得町社会福祉協議会 第5期地域福祉実践計画策定委員会規約

## (目的)

第1条 新しい社会福祉の理念を具体化させるため、住民参加による地域福祉の視点にたった市町村地域福祉計画の策定に対応する新たな第5期地域福祉実践計画の策定を推進することとし、「わがまちの社協がどのような福祉のまちづくりをめざしているか」を地域住民や関係者に明らかにするものである。社協が自治体との新しいパートナーシップを構築し、住民や関係団体との協働を実現して、「地域福祉の推進役」としての役割を果たすためにも、第5期計画の策定に取り組むことを目的とする。

## (名称及び事務局)

第2条 この会は、新得町第5期地域福祉実践計画策定委員会（以下「委員会」という。）と称し、事務局を新得町社会福祉協議会内に置く。

## (組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる団体、機関の役員のうちから新得町社会福祉協議会会長が委嘱する。

- ・新得町社会福祉協議会 10人
- ・関係行政機関の職員 2人

## (役員)

第4条 委員会に次の役員を置く。

- |      |    |
|------|----|
| 委員長  | 1名 |
| 副委員長 | 1名 |

2 役員を選出は、委員の互選とする。

3 役員の任期は1年とし、補充委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

## (役員の仕事)

第5条 委員長は、委員会を代表し、会議の議長となり、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し委員長事故あるときは、その職務を代理する。

3 委員は、委員会の運営にあたる。

(会 議)

第6条 委員会の会議は、委員長が召集する。

2 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 委員会の運営に関すること。
- (2) 事業促進に必要な事項
- (3) 事業報告の承認に関すること。
- (4) 事業計画の承認に関すること。
- (5) その他必要な事項

3 委員会の議決は、出席委員の過半数をもって決する。

附 則

この規程は、令和2年7月22日から施行する。

## 第5期地域福祉実践計画策定委員名簿

委嘱期間：令和2年7月22日～令和3年7月21日

(敬称略)

所 属	役 職	氏 名	備 考
社会福祉協議会	策定委員	齊藤 仁	理 事
	策定委員	太田 泰子	理 事
	策定委員	喜多 能彦	理 事
	委 員 長	下浦 光雄	理 事
	策定委員	佐藤 幸子	理 事
	副委員長	村岡 昇	評 議 員
	策定委員	加藤 喜美子	評 議 員
	策定委員	鳥本 晃	評 議 員
	策定委員	菅野 益次郎	評 議 員
	策定委員	国分 芳美	評 議 員
行政（保健福祉課）	策定委員	大山 康幸	課長補佐
	策定委員	西尾 亜衣	福 祉 係

この名簿は、新得町第5期地域福祉実践計画策定委員会用として使用するものです。

新得町社会福祉協議会 第5期地域福祉実践計画

発行日 令和3年4月

発行 社会福祉法人 新得町社会福祉協議会

〒081-0013

上川郡新得町3条南3丁目5 新得町保健福祉センターなごみ

TEL 0156-64-3253

FAX 0156-64-0534

E-MAIL : abc753@trust.ocn.ne.jp

URL : <https://www.shakyo.or.jp/hp/156/>